

## 男性社員向け育児休業取得推進行動計画

社員の働き方を見直し、もっと子育てに関われるよう支援するため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 平成 28 年 12 月 1 日～平成 31 年 11 月 30 日までの 3 年間

### 2. 内容

目標 1：子どもの出生時における育児休業の取得を促進する。

#### ＜対策＞

- 平成 28 年 12 月～ 制度内容等について社内広報誌などにより社員に周知
- 平成 29 年 6 月～ 育児休業取得者による研修の実施